

令和7・8年度

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

直島町

注意事項

- 直島町に測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

- この要領において、「県内業者」とは香川県内に本店（本社）がある者、「県外業者」とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは本店（本社）、支店（支社）、営業所等すべてを含みます。
- 入札参加資格の有効期間は、**2年間**（令和7年4月1日～令和9年3月31日）です。
- 複数の営業所から申請する場合は、本社からの一括申請となります。
- 令和7・8年度入札参加資格者名簿は、直島町HPにて、令和7年4月1日以降に公表する予定としています。なお、個別に通知はしませんので、直島町HPでご確認ください。

申請方法等

1 提出方法

各様式をプリントアウトし、楷書で正確に記入してください。(黒のインクまたはボールペン。記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可。また一旦鉛筆で下書きしたものをコピーしたものでも構いません。)

次の方法により書類一式を提出してください。(持参・郵送どちらでもかまいません。)

提出部数	1部
ファイル	フラットファイル(黄色・クリーム色系。A4サイズ)
綴り方	<ul style="list-style-type: none">・3に掲げる順番に綴り込む。・コピーで提出できる書類は、必ずA4サイズに統一。・原本で提出する書類がA4サイズより小さい場合は、A4サイズの台紙に貼付。大きい場合は折り込み。・ファイルの背表紙下段に商号・名称を記載。

2 審査日時・場所(県内・県外業者共通)

審査日時	審査場所
令和7年1月14日(火)～ 令和7年1月31日(金) 午前9時～12時 午後1時～4時	直島町役場 建設経済課 〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1

※受付時間を厳守してください。

※閉庁日(土日祝日)を除く。

※入札参加資格審査申請書に押印して提出してください。

※郵送の場合は受付最終日(1月31日)の消印有効。最終日以降の日付は受付できません。

※提出書類に不足、不備があった場合、FAXはできませんので事前に十分確認して提出してください。

※受付確認について

郵送による提出で、受付確認をご希望の場合は、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ①返信用はがき(通常はがき又は85円切手を貼付済のものに送付先を記入)を同封する方法。受付日付スタンプを押印して返送いたします。
- ②受付票(貴社作成のもの)と、こちらより返送する封筒(110円切手貼付のものに送付先を記入すること)を同封する方法。受付日付スタンプを押印して返送いたします。

3 提出書類

提出書類		注意事項
① 入札参加資格審査申請書	県内業者	指定様式 委任する営業所を設定できません。 <u>必ず主たる営業所から申請してください。</u>
	県外業者	
② 経営規模等総括表		
③ 希望業務等総括表		
④ 技術職員総括表		作成基準日：令和6年10月1日現在
⑤ 納税証明書等（コピー可）		<ul style="list-style-type: none"> ・次頁で指定するもの ・令和6年10月1日以降に発行されたもの。
⑥ 測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)		<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。 ※いわゆる現況報告書を提出してください。 ・国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要。提出日を余白に記入して下さい。
⑦ 各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー)		<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請できます。 ・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。（未返却の場合は提出日を余白に記入すること。
⑧ 商業登記簿【法人のみ】 (コピー)		<ul style="list-style-type: none"> ・⑥、⑦の書類がない場合は提出してください。 ・令和6年10月1日以降に発行されたもの。
⑨ 業務経歴書（1年分） →県外業者は提出不要		<ul style="list-style-type: none"> ・⑥、⑦の書類がない場合は提出してください。 ・⑥、⑦の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出してください。
⑩ 財務諸表【1年分】 (コピー)		<ul style="list-style-type: none"> ・⑥、⑦の書類がない場合は提出してください。
⑪ 登録証明書 (コピー)		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月1日以降に発行されたもの。 ・測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出してください。（これ以外の登録に関する証明書は不要です。） ・測量業者については、⑥測量法第55条の8の規定に基づく書類を提出する場合は省略可能です。
⑫ 林業技士（森林土木）一覧表		<ul style="list-style-type: none"> ・作成基準日：令和6年10月1日現在 ・香川県内で勤務する技術者の登録証（コピー）を添付してください。 ・該当がある場合のみ作成してください。

4 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	国税 (コピー可)	<p>・令和6年10月1日以降に発行されたもの。 【未納の税額がない旨の証明書】(完納証明書)</p> <p>法人の場合：様式その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 ※様式その3の3以外は受付できません。</p> <p>個人の場合：様式その3の2 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」 ※様式その3の2以外は受付できません。</p> <p>国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。 <u>※書面電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。(xml形式の印刷は不可)</u></p>
香川県内に申請する営業所がある者	香川県税 (コピー可)	<p>・令和6年10月1日以降に発行されたもの。 ・すべての税目で未納の税額がない旨の証明書 (完納証明書)</p>
	個人住民税 (コピー可)	<p>・令和6年10月1日以降に発行されたもの。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 【個人住民税の滞納がない旨の証明書】 ・令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものがが必要です。</p>
直島町内に申請する営業所がある者	町税 (コピー可)	<p>・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書 (完納証明書)</p>

<備考>

- 1) 町税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領にあたり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき300円が必要です。
- 2) 県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となります。また交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
- 3) 「個人住民税の滞納がない旨の証明書」については、市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式はHPに掲載してありますので利用してください。
- 4) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

<注意> 必要書類⑥⑦の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。
(下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (いわゆる現況報告書) 写し * 国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要。 * 提出日を余白に記入すること	申請できません
土木	現況報告書一式 (建設コンサルタント登録規程)	<ul style="list-style-type: none"> ・⑧商業登記簿謄本 (写し) ・⑨業務経歴書 (申請する業種ごとに必要) ・⑩財務諸表 (複数業種を申請する場合でも1部で可)
地質	現況報告書一式 (地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式 (補償コンサルタント登録規程)	

注：建築を申請する場合の注意点

- 1 建築のみを申請する場合
建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず⑧商業登記簿、⑨業務経歴書及び⑩財務諸表の提出が必要です。
- 2 ⑥測量法第55条の8の規定に基づく書類や、⑦各登録規程第7条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築の⑨業務経歴書を提出してください。(⑧商業登記簿、⑩財務諸表は不要です。)

問い合わせ先

担当窓口	住所	電話番号
直島町建設経済課	〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1	TEL 087-892-2224 FAX 087-892-3888